

神明下土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、役員^の被選任権を有しない。

- 一 組合員でない者
 - 二 法人
 - 三 未成年者
 - 四 破産者で復権のできないもの
 - 五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 2 組合員でない役員^の選任については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員^の被選任権を有しない。

(役員^の選任)

第2条 役員^のうち理事は、本土地改良区に所属する組合員^{のうちから}選任するものとする。

2 役員^{のうち}土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事^{の候補者}のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

3 前2項の規定による選任すべき役員^の定数は、次のとおりとする。

被選任区	理事定数 (うち耕作者理事)	監事定数 (うち員外監事)
全区	6人(4人)	2人(1人)

(選任^の時期)

第3条 役員^の任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選任^の議決)

第4条 役員は、総会^の議決によって選任する。

(選任^の議案)

第5条 役員^の選任に関する議案は、理事長^がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員^の選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしな

ければならない。

第6条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

(書面による議決権の行使)

第8条 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第9条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第10条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員の就任)

第11条 役員の選任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、次条若しくは第13条の選任又は法第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員の選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第12条 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第13条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。